

島根県立松江南高等学校

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

～ いじめのない学校づくり ～

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり絶対に許されない行為である。

本校では、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」という認識に立ち、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる学校を目指すために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめに関する本校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

(2) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられる、叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる
- ・その他

（「文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

(3) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

2 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめ防止委員会の設置→**別紙1**参照

- ・構成員（教頭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、教務主任、保健主事、各学年次主任、生徒人権相談員、関係教職員）
- ・役割 いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常のとり組みを総括する
- ・主な業務
 - ・年1回の開催
 - ・学校いじめ防止基本方針見直し
 - ・毎学期1回のいじめ等に関するアンケートの実施
 - ・年間指導計画の作成
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・情報交換

(2) いじめ対策委員会の設置→別紙2参照

- ・構成員（校長、教頭、人権・同和教育主任、生徒指導主事、生徒人権相談員、保健主事、養護教諭、関係学年次主任・担任、関係教職員）
- ・役割 いじめ及びその疑いがある事例を認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を行う
- ・主な業務
 - ・每学期1回のいじめに関するアンケート調査結果の報告、対応策の検討
 - ・いじめの相談や通報の集約
 - ・いじめ及びその疑いがある事例を認知した時の臨時会議の開催、対応策の検討
 - ・情報交換

3 いじめの防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための防止的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。この意味で教育活動のすべてがいじめの未然防止につながると考え、以下の具体的取組を計画的に行う。

(1) いじめの防止のための取組

①教科指導の充実

- ・考える授業、自分の考えを表現する授業、互いに学び合う授業の展開
- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・一人一人に配慮したユニバーサルデザインの授業づくり

②特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・部活動、ボランティア活動等の振興

③教育相談の充実

- ・個人面談の定期的実施（年3回）、SCの活用

④人権教育の充実

- ・人権意識の高揚

⑤情報モラル教育の充実

- ・教科および特別活動における高い情報モラルの定着

⑥保護者、地域等との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開（授業参観）、学校評価の実施

(2) 特に配慮が必要な生徒への対応

生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。

- ①発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ③性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ④東日本大震災により被災した生徒、又は原子力発電所事故により避難している生徒

4 いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に細心の注意を払うことで、いじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。緊急時の組織的対応により速やかに報告、連絡を行い、

事実確認をする。

(2) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的、計画的実施
- ・S Cの活用

(3) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（毎学期1回）

(4) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・学年会、職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

5 いじめへの対応

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかにいじめ防止対策委員会等の組織等で情報を共有し、組織的な対応を行う。

(1) 生徒への対応

①いじめを受けた生徒への支援

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめを行った生徒への指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、いじめを行った生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめを受けた生徒の保護者への支援

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少して

も安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって理解に努める。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなど協力を求める。
- ・必要に応じて、学校外の居場所などを紹介するなどして、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。
- ・状況に応じて、外部専門家や地域の関係団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

②いじめを行った生徒の保護者への助言

事実を把握したら速やかに連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していく、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携（生活安全課、駐在所など）

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

6 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する、などはインターネット上のいじめであり、犯罪行為である。

(2) インターネット上のいじめの防止

①保護者への啓発 → P T A 向け研修会等の開催

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報モラル教育の充実

教科及び特別活動における高い情報モラルの定着

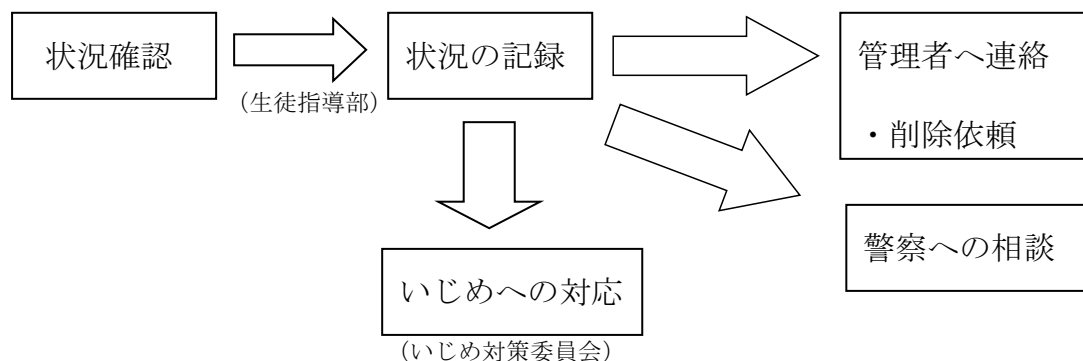
③インターネット社会についての講話（防犯）等の実施

(3) インターネット上のいじめへの対応

①インターネット上のいじめの把握

- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・ 生徒が自死を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障がいを負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に速やかに報告し対応を相談する。また、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育指導課子ども安全支援室等）に協力する。

①事実関係を明確にする調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り確認する。

②生徒及び保護者に対する適切な情報提供

学校は、当該生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行い、その意向を聴き取る。

(3) いじめ解消の判断

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間継続していること。（※この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等を通じて確認すること。

別紙 1

日常の指導体制 (いじめの防止・早期発見のために)

管 理 職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者等との連携

いじめ防止委員会

- ◇構成員 教頭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、教務主任、保健主事、各学年次主任、生徒人権相談員、関係教職員
- ・年1回以上の開催
 - ・学校いじめ防止基本方針見直し
 - ・毎学期1回のいじめ等に関するアンケートの実施
 - ・年間指導計画の作成
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・情報交換



いじめの防止

- ◇学業指導の充実
 - ・規範意識を互いに高める集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
 - ・人権を尊重する精神、態度の育成
- ◇特別活動、道徳教育の充実・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・スクールカウンセラー、生徒支援・履修委員会との連携
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇情報モラル教育の充実
 - ・教科および特別活動における高い情報モラルの定着
- ◇保護者、地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知・学校評価の実施



早 期 発 見

- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭等からの情報
 - ・相談・訴え(生徒・保護者等)
 - ・いじめアンケートの実施
 - ・各種調査の実施・面談の定期開催(生徒・保護者等)
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・相談情報の周知
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・配慮の必要な生徒の実態把握
 - ・中学校及び進級時の引継ぎ徹底

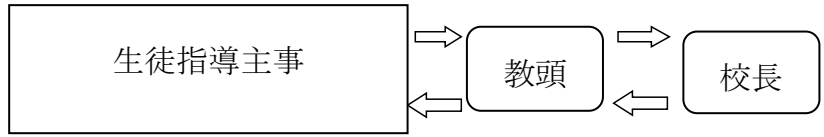
別紙2

緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)

いじめ認知

【重大事態を含む】

※事実を時系列で記録に残す



いじめ対策委員会

◇構成員

- 校長、教頭、人権・同和教育主任、生徒指導主事、生徒人権相談員、保健主事、養護教諭、関係学年次主任・担任、関係教職員
- ◇いじめ認知報告
- ◇調査方針・方法決定
 - ☆目的、優先順位、担当者・期日等
- ◇調査担当構成員 (人権・同和教育主任、生徒指導主事、養護教諭、生徒人権相談員等)

職員会議

※情報共有

保護者

※複数で対応

調査・事実関係の把握

【重大事態】

県教育委員会
教育指導課
(子ども安全支援室)

◇指導方針の決定、指導体制の確立

- ☆指導、支援の対象と具体的な手立て
 - ・特定 (被害生徒・保護者、加害生徒・保護者)
 - ・一部 (観衆、傍観者)
 - ・全体 (全校、学年、クラス)

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

- ☆指導・支援体制 (学年主任、正副担任、生徒指導主事等)

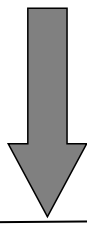
関係機関

- ・教育委員会
- ・警察
- ・福祉関係
- ・医療機関

※指導・支援

◇事態収束の判断

☆いじめに係る行為が止み、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと (この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。)



日常の指導体制の充実

収束

継続

※対応継続